

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（専門評価員：公文書館） 採用試験募集案内

◆鳥取県立公文書館◆

〒680-0017 鳥取市尚徳町101番地

電話(0857)26-8160 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kobunsho/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年5月27日（水）～令和8年6月12日（金） ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎持参による場合の受付時間は、午前9時から午後5時までです。 ◎郵送の場合は、令和8年6月12日（金）午後5時必着とします。 ◎土日も持参による申込みを受け付けています。ただし、5月31日（日）は休館日のため、受付は不可となります。
試験日時	令和8年6月19日（金） ◎開場時刻 午前9時45分 ◎試験開始時刻 午前10時00分
試験会場	鳥取県立公文書館2階 会議室（鳥取市尚徳町101番地）
試験結果発表日	令和8年6月22日（月）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
専門評価員	1 名	○公文書の中から個別に審査し、引継ぎ保存すべきものを選別し、将来にわたって保存する ○所蔵の公文書や他館所蔵の公文書についてのレファレンス対応 ○市町村との連携・協力並びに博物館、図書館との連携の補助	公文書館

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
歴史学、アーカイブズ学に関する専門知識及び古文書解読能力を有し、パソコンを利用して情報管理と処理が行える者（次のいずれかに該当する者）。
①国立公文書館の認証アーキビスト又は准認証アーキビストとして認定されている者
②歴史学・アーカイブズ学の分野で、4年制大学以上を卒業・修了した者
③②に掲げる者と同等の知識・能力を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
専門試験	100点	歴史学、アーカイブズ学に関する専門知識及び古文書の解読についての筆記試験（60分）
人物試験	100点	個別面接による人物についての口述試験（15～20分）

5 任用期間

令和8年7月1日～令和9年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額 12,590円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日、12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 また、駐車場の利用に係る料金を負担する職員に対し、1月につき5,000円を超えない範囲内で当該料金を支給します。</p>
福 利	<p>健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>月17日 原則として月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで ※土日も開館するため、土日に勤務日を振り替える場合があります。（月に1回程度）</p>
任用の期間	<p>従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。</p>

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書 1部 ※申込書に顔写真を貼付すること。 (2)受験票返信用封筒(受験票返送先の住所・氏名を記載し、110円切手を貼ること)
申込み先	鳥取県立公文書館事務室 〒680-0017 鳥取市尚徳町101 電話(0857)26-8160 https://www.pref.tottori.lg.jp/kobunsho/ ※郵送による場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。
受験票の交付	◎申込者には受験票を返送しますが、令和8年6月18日(木)までに到着しないときは、上記申込み先に問い合わせてください。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。
※提出書類等は返却しませんので、あらかじめ御承知ください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- すべての欄にもれなく正確に記入してください。
- 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。
- 「合格通知送付先」欄は、試験合格通知受取先(確実に到着する場所)が住所と異なる場合は、必ず正確に記入してください。
- 万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。

8 採用予定者の決定方法

専門試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に、採用予定者1名及び補欠合格者1名程度を決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

補欠合格者は、採用予定者の辞退又取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

補欠合格有効期間：令和8年6月30日(火)

9 試験結果の発表

採用予定者及び補欠合格者の番号を公文書館のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kobunsho/>)に掲載するとともに、受験者全員に合否を文書で通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点(不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	試験結果発表日から1月間	鳥取県立公文書館事務室

試験結果の開示の請求は、**受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)**が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果(得点等)を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号(12cm×23cm)〕を持参してください。

11 試験に関する注意事項

- 試験当日は、開始時刻の5分前までに受付を終了し、試験会場に入室してください(遅刻者は受験できません)。
- 受験の際は、受験票と筆記用具(鉛筆、鉛筆削り、消しゴム)を持参してください。

(3) 人物試験の順番は、試験当日に会場で発表します。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。

試験会場案内図

